

第1期中期目標期間の達成状況に関する評価結果

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】</p> <p>I 教育に関する目標 2 各中期目標の達成状況 ② 教育内容等に関する目標</p> <p><特記すべき点></p> <p>【申立内容】</p> <p><特記すべき点>に顕著な変化が認められる点として、下記の事項を追加願いたい。</p> <p>(顕著な変化が認められる点)</p> <p>○中期計画「大学院 高度専門職業人養成に即した授業内容と授業形態を導入する。」について、平成16～19年度の評価については、「おおむね良好」であったが、平成20、21年度の実施状況においては、緊急被ばく医療支援人材育成及び体制の整備等に取り組み、優れた成果をあげていることから、「良好」となった。</p> <p>【理由】</p> <p>本学は、原子力関連施設を数多く抱える青森県において、万が一の緊急被ばく事故に備えるため、緊急被ばく医療支援人材育成及び体制の整備を進め、平成20年度から、医学部、大学院医学研究科及び保健学研究科を中心に緊急被ばく医療に特化した人材育成やスタッフ教育、それらに対応する体制整備を進めてきた。特に、保健学研究科（博士前期課程）においては、被ばく医療の専門職者養成に向けての「被ばく医療コース」を新たに設置し、共通科目と被ばく医療に関する専門科目を配置するカリキュラムを策定して平成22年度から実施することとする等、優れた取組を行っている。</p> <p>また、平成21年度において、放射線被ばく医療に関する教育研究体制を推進するため、被ばく医療教育研究施設を設置すると</p>	<p>【対応】</p> <p>原案のとおりとする。</p> <p>【理由】</p> <p>取組がなされていることは確認できるものの、当該取組の状況において、判定を変えうるような顕著な変化があったとは認められないため。</p>

ともに、緊急被ばく医療を担う施設として、高度救命救急センターの平成22年度開設にむけた設置準備を進め、高度専門職業人養成に係る基盤整備を図った。

原子力は、我が国のエネルギー政策を支える重要な要件であり、緊急被ばく医療に対応できる専門的人材の育成について、本学が全国の大学の中でも第1人者として先駆的に取り組んでいることは、特筆すべき事項といえる。

その他、平成20年度から、教育学研究科においては、臨床心理士の養成校として第1種指定大学院（卒業後、実務経験なしで臨床心理士の資格試験を受験可）の認定を受け、臨床心理士の養成を行っており、教育・福祉・医療等の領域において、こころのケアに貢献できる高度な専門家の養成に貢献している。また、農学生命科学研究科においては、4専攻の下に、「高度専門技術者志向コース」を設置し、「実践研究」において高度職業人養成を目的とした指導を行う等、優れた取組を実施している。

以上のとおり、高度専門職業人養成のための体制整備を構築した結果、得られた成果が優れていることから、当該中期計画の判定は「良好」と判断されるため。

第1期中期目標期間の達成状況に関する評価結果

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】</p> <p>I 教育に関する目標 2 各中期目標の達成状況 ③ 教育の実施体制等に関する目標</p> <p><特記すべき点> (顕著な変化が認められる点)</p> <p>【申立内容】 顕著な変化が認められる点として、下記の事項を追加願いたい。</p> <p>○中期計画「教育施設・設備は、原則として、全学的に一元的に管理することにより、共用部分の有効活用等を図る。」について、平成16～19年度の評価については、「おおむね良好」であったが、平成20、21年度の実施状況においては、北日本新エネルギー研究センター、白神自然観察園及び被ばく医療教育研究施設の設置やコラボ弘大の建設等により新たな共有スペースの整備・有効活用を図り、優れた成果をあげていることから、「良好」となった。</p> <p>【理由】 本学においては、平成20、21年度の期間において、北日本新エネルギー研究センター、白神自然観察園及び被ばく医療教育研究施設の設置、コラボ弘大の建設等により、新たな共有スペースの整備・有効活用を図ってきた。 北日本新エネルギー研究センターは、地域の特色として挙げられる豊富な新エネルギーのポテンシャル、および積雪寒冷地としての北日本における熱利用への有効性を活かし、幅広い新エネルギー分野の教育研究体制の整備等を目的として設置したものである。同センターは、青森市から旧青森市立図書館の建物を無償により借用し、整</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 特色ある取組であることは確認できるものの、当該中期計画についての成果としては、判定を変えうるような顕著な変化があったとは認められないため。</p>

備したもので、本学として初となる青森市への拠点の設置であり、青森キャンパスとして整備していることから、特筆すべき取組である。

白神自然観察園は、世界自然遺産である白神山地に関する総合的教育研究及び地域貢献等の拠点として設置したものである。同園は、地元自治体及び国土交通省等の全面的支援を受け、民有地自然林を無償で借り受け整備したものであり、国内最大級の研究フィールド（約18ha）を誇っている。農学生命科学部では2年次学生を対象にフィールド体験学習を実施する等、同園を活用した教育を展開している。

被ばく医療に関しては、被ばく医療教育研究施設を設置し、本学における放射線被ばく医療に関する教育研究の更なる推進を図るとともに、本学及び地域にとって、永年の懸案であった高度救命救急センターの平成22年度開設にむけた設置準備を進めた。特に、高度救命救急センターの設置については、原子力産業反対者への説明のため9年の準備期間を要したものである。

コラボ弘大は、产学連携の拠点として目的積立金を活用して建設したものであり、財政基盤の脆弱な地方大学にあっては特筆すべき取組といえる。コラボ弘大の設置により、产学官連携機能の集約化、機器分析センターの専用スペース確保による有効活用、レンタルラボの開設による企業等との共同研究の推進等、大きな成果を挙げている。

以上のとおり、民間等からの無償借用や目的積立金の活用等、大学の自助努力により、北日本新エネルギー研究センター、白神自然観察園、被ばく医療教育研究施設、コラボ弘大等を設置し、新たな共有スペースの整備・有効活用を図ったことは中期計画を上回って実施しており、さらに、本学の第2期中期目標に掲げている、青森県の特性であるエネルギー、環境及び食の安全を、教育・研究及び社会貢献の中心課題として推進するための基盤整備が着実に行わ

れたことは特筆すべき取組であることから、当該中期計画の判定は「良好」と判断されるため。

第1期中期目標期間の達成状況に関する評価結果

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】</p> <p>I 教育に関する目標 2 各中期目標の達成状況 ④ 学生への支援に関する目標</p> <p><特記すべき点> (顕著な変化が認められる点)</p> <p>【申立内容】</p> <p>顕著な変化が認められる点として、下記の事項を追加願いたい。</p> <p>○中期計画「キャリア教育の充実を図る。」について、平成16~19年度の評価については、「おむね良好」であったが、平成20、21年度の実施状況においては、キャリア教育科目の増設や企業見学会の開催等により、学部学生の高い就職率につながり、優れた成果をあげていることから、「良好」となった。</p> <p>【理由】</p> <p>平成20年度から、それまで2科目であったキャリア教育科目に、演習形式の授業を新たに2科目増やし、計4科目としてキャリア教育の充実・強化を図った。4科目合計で平成20年度437人、平成21年度446人が単位を取得するなど、学生からの反響も大きく、また、当該科目の単位取得者を対象とした東京企業見学会を継続して実施し、平成21年度は、15人の学生が参加した。</p> <p>キャリアアップ教育の充実により、学部学生の就職率は、平成21年3月卒業者が97.2%、平成22年3月卒業者が94.6%と高い就職実績を誇っている。</p> <p>また、特に、キャリア教育履修者で就職を希望する者の就職率は、平成21年3月卒業者が99.1%、平成22年3月卒業者が97.3</p>	<p>【対応】</p> <p>原案のとおりとする。</p> <p>【理由】</p> <p>取組がなされていることは確認できるものの、当該取組の状況において、判定を変えうるような顕著な変化があったとは認められないため。</p>

%となっており、ランキングで本学は常に上位を占めている。このように、キャリア教育による職業意識の涵養が進路決定に非常に役立っており、特筆すべき取組であるといえ、得られた成果が優れていることから、当該中期計画の判定は「良好」と判断されるため。

第1期中期目標期間の達成状況に関する評価結果

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 II 研究に関する目標 1 評価結果及び判断理由</p> <p>【原文】 【評価結果】 中期目標の達成状況が<u>おおむね良好</u>である。 (判断理由) 「研究に関する目標」に係る中期目標（2項目）のうち、<u>1項目が「良好」</u>、<u>1項目が「おおむね良好」</u>であり、これらの結果を総合的に判断した。</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 【評価結果】 中期目標の達成状況が<u>非常に優れている</u>。 (判断理由) 「研究に関する目標」に係る中期目標（2項目）のうち、<u>1項目が「非常に優れている」</u>、<u>1項目が「良好」</u>であり、これらの結果を総合的に判断した。</p> <p>【理由】 「II 研究に関する目標 2 各中期目標の達成状況 ①研究水準及び研究の成果等に関する目標」の申立て内容に記載のとおり、申立てを行った中期計画の評価が「<u>おおむね良好</u>」から「<u>良好</u>」に変更になると想定した場合、当該中期目標の達成状況は「<u>おおむね良好</u>」から「<u>非常に優れている</u>」に変更になると判断されるため。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 当該申立てについて中期計画の判定を変更していないため。</p>

第1期中期目標期間の達成状況に関する評価結果

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 Ⅱ 研究に関する目標 2 各中期目標の達成状況 ① 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>【原文】 【評価結果】中期目標の達成状況が<u>おおむね良好</u>である。 (判断理由) ····· 平成20, 21年度の達成状況を踏まえた結果は、<u>1項目</u>が「非常に優れている」、<u>4項目</u>が「おおむね良好」とし、···総合的に判断した。</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 【評価結果】中期目標の達成状況が<u>非常に優れている</u>。 (判断理由) ····· 平成20, 21年度の達成状況を踏まえた結果は、<u>4項目</u>が「非常に優れている」、<u>1項目</u>が「おおむね良好」とし、···総合的に判断した。</p> <p>【理由】 「Ⅱ 研究に関する目標 2 各中期目標の達成状況 ① 研究水準及び研究の成果等に関する目標 <特記すべき点>（顕著な変化が認められる点）」の申立て内容に記載のとおり、申立てを行った中期計画の評価が「おおむね良好」から「良好」に変更になると想定した場合、当該中期目標の達成状況は「おおむね良好」から「非常に優れている」に変更になると判断されるため。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 当該申立てについて中期計画の判定を変更していないため。</p>

第1期中期目標期間の達成状況に関する評価結果

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】</p> <p>II 研究に関する目標 2 各中期目標の達成状況 ① 研究水準及び研究の成果等に関する目標 <特記すべき点> (顕著な変化が認められる点)</p> <p>【申立内容】 <特記すべき点> (顕著な変化が認められる点) に下記の事項を追加願いたい。</p> <p>○中期計画「「研究推進戦略」を定め、本学の研究ポリシーを常に点検し、内容の向上を図る。」について、平成16～19年度の評価については、「おおむね良好」であったが、平成20、21年度においては、学内共同教育研究施設等として、新たに北日本新エネルギー研究センター、白神自然観察園及び被ばく医療教育研究施設を設置したことにより、これまでになかった地域特性を最大限に生かした新たな教育研究活動を推進する基盤を確立しているほか、弘前大学出版会を拠点とした研究成果の発信も進展していることから、「良好」となった。</p> <p>【理由】 本学においては、平成20、21年度の期間において、「研究推進戦略」に定められた基本方針のひとつである、「安全で持続可能な社会の創成－安全科学の展開に関する分野融合研究－」を着実に実行した結果として、北日本新エネルギー研究センター、白神自然観察園、被ばく医療教育研究施設を設置した。 北日本新エネルギー研究センターは、地域の特色として挙げられる豊富な新エネルギーのポテンシャル、及び積雪寒冷地とし</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 取組がなされていることは確認できるものの、当該中期計画についての成果としては、判定を変えうるような顕著な変化があったとは認められないため。</p>

ての北日本における熱利用への有効性を活かし、幅広いエネルギー分野の研究を行う拠点として設置したものである。同センターは、青森市から旧青森市立図書館の建物を無償により借用して整備したもので、本学として初となる青森市への拠点の設置であり、青森キャンパスとして整備している。

白神自然観察園は、世界自然遺産である白神山地に関する総合的研究及び地域貢献等の拠点として整備したものであり、地元自治体及び国土交通省等の全面的支援を受け、民有地自然林を無償で借り受け整備した国内最大級の研究フィールド(約18ha)を誇っている。また、同園は、中華人民共和国の国家級自然遺産である長白山をフィールドに持つ延辺大学と連携し、共同研究を展開している。

被ばく医療教育研究施設は、本学における放射線被ばく医療に関する研究の更なる推進を図るとともに、全国に存在する原子力関連施設における医療事故に対応できる機能を備えたこれまでにない我が国初の施設である。

これらの施設は、海外の研究機関との交流、国内の研究機関との活発な連携協定を行うことにより、地域特性を活かしつつ積極的にグローバル展開している。また、これらの施設には、学内措置で新たに専任教員の定員を配分しており（北日本新エネルギー研究センター：8人、白神自然観察園：3人、被ばく医療教育研究施設：6人），総人件費削減計画を達成しつつ新規事業に専任教員を配置することは、財政基盤の脆弱な地方大学にあっては、特筆すべきことである。

また、平成16年度に設置した弘前大学出版会は、平成19年度には国立大学としては数少ない有限責任中間法人大学出版部協会（平成21年に一般社団法人に変更）への加盟を果たし、平成20・21年度において計画を上回る出版物を刊行し、このうち学生が執筆したブックレットはJICA広報グラントプリ特別賞を受賞するなど、具体的な成

果が現れている。

前述のとおり、研究推進戦略に基づく取組を行った結果、全学的な研究推進体制が大きく進展し、国内外の大学や各種施設、自治体等との更なる連携強化が図られ、得られた成果が優れていることから、当該中期計画の判定は「良好」と判断されるため。

第1期中期目標期間の達成状況に関する評価結果

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】</p> <p>II 研究に関する目標 2 各中期目標の達成状況 ① 研究水準及び研究の成果等に関する目標 <特記すべき点> (顕著な変化が認められる点)</p> <p>【申立内容】 <特記すべき点> (顕著な変化が認められる点) に下記の事項を追加願いたい。</p> <p>○中期計画「大学として取り組む重点研究を明確にし、予算の重点配分を行う」について、平成16～19年度の評価については、「おおむね良好」であったが、平成20、21年度の実施状況においては、大学の基幹となる研究を「弘前大学機関研究」として支援を開始するとともに、若手研究者が取り組む独創的な研究を支援する「弘前大学若手研究者支援事業」及び大型の外部資金を獲得した研究者を支援する「弘前大学大型プロジェクト研究者支援事業」並びに科学研究費補助金の採択向上を支援する「科学研究費補助金不採択者支援事業」を創設して取り組むなど、予算の重点配分を行う体制整備が進展していることから、「良好」となった。</p> <p>【理由】 本学においては、平成20、21年度の期間において、重点研究を明確にし、予算の重点配分を推進するため、重点研究支援の中心となる弘前大学機関研究の推進や、新たに若手研究者のための支援事業、大型の外部資金を獲得した研究者のための支援事業及び科学研究費補助金の採択向上のための支援事業を創設して取り組んだところであ</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 取組がなされていることは確認できるものの、当該取組の状況において、判定を変えうるような顕著な変化があったとは認められないため。</p>

る。

本学の研究助成事業の実施状況は、平成19年度の3事業の実施に対して、平成20年度は6事業、平成21年度では8事業に増加しており、事業の予算総額では、対平成19年度比で、平成20年度が約170%増、平成21年度は約530%増の大幅な増額を図り、予算の重点配分については飛躍的に向上しているところである。

また、人文科学、社会科学、教育学等の分野における学術基盤の向上を目的に、総額1億円に及ぶ文系図書・資料整備5カ年計画を策定し、平成20年度から2年間で約6千冊の図書等を整備したところである。

このような取組により、予算の重点配分の強化・充実を図り、全学的な研究推進体制を大きく進展させたことは、優れた取組であり、得られた成果が優れていることから、当該中期計画の判定は「良好」と判断されるため。

第1期中期目標期間の達成状況に関する評価結果

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】</p> <p>II 研究に関する目標 2 各中期目標の達成状況 ① 研究水準及び研究の成果等に関する目標 <特記すべき点> (顕著な変化が認められる点)</p> <p>【申立内容】 <特記すべき点> (顕著な変化が認められる点) に下記の事項を追加願いたい。</p> <p>○中期計画「重点研究の学内公募を行い、先見性のある基礎的研究を明らかにし、全学的に推進する。」について、平成16～19年度の評価については、「おおむね良好」であったが、平成20、21年度の実施状況においては、将来の発展が期待できる独創的な研究を支援する「弘前大学若手研究者支援事業」の創設及び若手研究者の育成と将来大きく発展し得る研究の開拓を目的とする「弘前大学特別研究員制度」の推進並びに「科学研究費補助金不採択者支援事業」を創設して取り組むなど、全学的な推進体制が進展していることから、「良好」となった。</p> <p>【理由】 本学においては、平成20、21年度の期間において、重点研究の学内公募を行い、先見性のある基礎的研究を明らかにし、全学的に推進するため、新たに若手研究者のための支援事業の創設や、特色ある取組である博士課程修了者若手研究員の支援制度の推進、科学研究費補助金の採択向上のための支援事業などを創設して取り組んだところである。 本学の研究助成事業の実施状況は、平成1</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 取組がなされていることは確認できるものの、当該取組の状況において、判定を変えうるような顕著な変化があったとは認められないため。</p>

9年度の3事業の実施に対して、平成20年度は6事業、平成21年度では8事業に増加しており、事業の予算総額では、対平成19年度比で、平成20年度が約170%増、平成21年度は約530%増の大幅な増額を図り、予算の重点配分については飛躍的に向上しているところである。

また、地域の特色ある豊富な新エネルギーに関する研究、世界自然遺産白神山地に関する研究及び被ばく医療に関する研究の推進に当たっては、新たに北日本新エネルギー研究センター、白神自然観察園及び被ばく医療教育研究施設を設置して、専任教員を配置するなど、全学的な推進体制を確立したところである。

このような取組により、基礎的研究を明らかにして、全学的に推進するための体制の強化・充実を図り、全学的な研究推進体制を大きく進展させたことは、優れた成果である。また、総人件費削減計画を達成しつつ、新規事業に学内措置で専任教員の定員を配分（北日本新エネルギー研究センター：8人、白神自然観察園：3人、被ばく医療教育研究施設：6人）したことは、財政基盤の脆弱な地方大学にあっては特筆すべき取組であり、当該中期計画の判定は「良好」と判断されるため。

第1期中期目標期間の達成状況に関する評価結果

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】</p> <p>II 研究に関する目標 2 各中期目標の達成状況 ① 研究水準及び研究の成果等に関する目標 <特記すべき点> (顕著な変化が認められる点)</p> <p>【申立内容】 <特記すべき点> (顕著な変化が認められる点) に下記の事項を追加願いたい。</p> <p><u>○中期計画「研究成果の評価システムを作り、著書・論文・特許等（数と引用度）、外部資金の申請と獲得、大学院生の教育などを指標とした数値評価基準を定め、公表する。」について、平成16～19年度の評価においては「おおむね良好」であったが、平成20、21年度の実施状況においては、教員業績評価の継続実施、大学情報データベースを活用した研究者情報の発信及び科学研究費補助金の基本方針による経費配分制度の創設等の取組により、研究の水準・成果に係る検証システム構築への貢献や評価システムの更なる充実が図られたことから、「良好」となった。</u></p> <p>【理由】 平成19年度に導入した教員業績評価を平成20年度、21年度と継続実施し、研究の水準・成果の検証に資していることは優れた取組である。また、本学が策定した極めて高い研究業績の評価基準は、大学評価・学位授与機構が行った研究業績水準判定における卓越した研究業績（SS）の結果とほぼ一致しており、研究の水準・成果に係る検証システムを構築でき、優れた成果を創出できたものといえる。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 取組がなされていることは確認できるものの、当該中期計画についての成果としては、判定を変えうるような顕著な変化があったとは認められないため。</p>

また、平成20年度からの評価の高い教員を対象とした「教員業績評価に係る教員派遣制度」の実施や評価結果の賞与への反映などの報奨制度を確立しているほか、平成20年度からの「大学情報データベースシステム」の教員業績評価への活用開始、大学情報データベースを活用した大学ウェブサイトでの研究者情報の発信、平成21年度の科学研究費補助金の基本方針による経費配分制度の創設等、評価システムを構築した結果、得られた成果が優れていることから、当該中期計画の判定は「良好」と判断されるため。

第1期中期目標期間の達成状況に関する評価結果

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 II 研究に関する目標 2 各中期目標の達成状況 ② 研究実施体制等の整備に関する目標</p> <p>【原文】 【評価結果】 中期目標の達成状況が良好である。 (判断理由) ····· 平成20, 21年度の達成状況を踏まえた結果は、1項目が「<u>良好</u>」、1項目が「おおむね良好」とし、···総合的に判断した。</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 【評価結果】 中期目標の達成状況が良好である。 (判断理由) ····· 平成20, 21年度の達成状況を踏まえた結果は、1項目が「<u>非常に優れている</u>」、1項目が「おおむね良好」とし、···総合的に判断した。</p> <p>【理由】 「II 研究に関する目標 2 各中期目標の達成状況 ② 研究実施体制等の整備に関する目標 <特記すべき点>」の申立て内容に記載のとおり、申立てを行った中期計画の評価が「おおむね良好」から「良好」に変更になると想定した場合、当該中期目標の小項目1の判定は「良好」から「非常に優れている」に変更になると判断されるため。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 当該申立てについて中期計画の判定を変更していないため。</p>

第1期中期目標期間の達成状況に関する評価結果

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】</p> <p>II 研究に関する目標 2 各中期目標の達成状況 ② 研究実施体制等の整備に関する目標 <特記すべき点></p> <p>【申立内容】 <特記すべき点>に顕著な変化が認められる点として、下記の事項を追加願いたい。</p> <p>(顕著な変化が認められる点)</p> <p>○中期計画「低侵襲手術の実現に向けた、人体機能の解明やその病態治療に有効な医用器械やシステムの開発を、医学部と理工学部が共同して推進する。」について、平成16～19年度の評価においては、「おおむね良好」であったが、平成20、21年度の実施状況においては、「弘前大学機関研究」で重点支援するとともに、理工学部と医学部が共同で医学と工学の知識を併せ持つ人材育成カリキュラムを開発し、平成20年度から5カ年計画で文部科学省科学技術振興調整費に採択され、戦略的な体制整備を図る等、優れた成果を挙げていることから、「良好」となった。</p> <p>【理由】 医学部及び理工学部が共同で実施している医工連携の取組について、平成20年度、21年度の期間において、医学と工学を融合した人材カリキュラムを開発し、平成20年度から5カ年計画で文部科学省科学技術振興調整費に採択され、「医用システム開発マイスター養成塾」を開設した。同事業は、青森県の地域再生計画と連動し、新しい医用システム機器の研究開発の担い手となる人材の育成を行うもので、産業基盤の弱い青森県においては、地域活性化、新産業の</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 取組がなされていることは確認できるものの、当該取組の状況において、判定を変えうるような顕著な変化があったとは認められないため。</p>

創出による就労促進につながる特筆すべき取組である。

また、本学の重点研究である弘前大学機関研究として、医工連携の研究課題である「安全と健康を見守る動態センシングシステムの開発」に対して研究費を重点支援するとともに、产学連携の拠点として目的積立金を活用して建設した「コラボ弘大」に専用スペースを確保し、全学的な支援体制を構築していることは優れた取組であり、得られた成果が優れていることから、当該中期計画の評価は「良好」と判断されたため。

第1期中期目標期間の達成状況に関する評価結果

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】</p> <p>II 研究に関する目標 2 各中期目標の達成状況 ② 研究実施体制等の整備に関する目標 <特記すべき点></p> <p>【申立て内容】 <特記すべき点>に顕著な変化が認められる点として、下記の事項を追加願いたい。</p> <p>○中期計画「適切な研究者等の配置に関する具体的方策を検討する。」について、平成16～19年度の評価については、「おおむね良好」であったが、平成20、21年度において新設した地域特性を活かした学内共同教育施設等である北日本新エネルギー研究センターに8人、白神自然観察園に3人、被ばく医療教育研究施設に6人の専任研究者の定員を学内措置で配分したほか、全学体制として研究支援者の派遣・雇用経費支援を行っていること、また、特別研究員制度による採用者が外部資金獲得や教育研究機関への正規雇用に結びつき、成果が現れていることなどから、「良好」となった。</p> <p>【理由】 本学においては、平成20、21年度の期間において、適切な研究者等の配置を推進するため、地域特性を活かした学内共同教育施設等（北日本新エネルギー研究センター、白神自然観察園及び被ばく医療教育研究施設）を新たに設置し、専任研究者及び研究支援者を配置したほか、学内部局からの要望に対する研究支援者の派遣、大型プロジェクトを抱える研究者のための研究支援者雇用等の経費支援、さらには、大学独自の特別研究員制度を創設した。 北日本新エネルギー研究センター、白神</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 取組がなされていることは確認できるものの、当該取組の状況において、判定を変えうるような顕著な変化があったとは認められないため。</p>

自然観察園及び被ばく医療教育研究施設について、総人件費削減計画を達成しつつ、新規事業に専任教員の定員を配分（北日本新エネルギー研究センター：8人、白神自然観察園：3人、被ばく医療教育研究施設：6人）したことは、財政基盤の脆弱な地方大学にあっては特筆すべき取組である。また、研究員採用者の科学研究費補助金の採択、教育研究機関への正規雇用に結びつくなどの成果が現れしており、適切な研究者等の配置等を大きく進展させたことは優れた成果であり、当該中期計画の判定は「良好」と判断されるため。

第1期中期目標期間の達成状況に関する評価結果

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 Ⅲ その他の目標 (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標 2 各中期目標の達成状況 ① 社会との連携、国際交流等に関する目標 <特記すべき点> (改善を要する点)</p> <p>【原文】 ○中期計画「UCTS (UMAP 単位互換方式) の早期導入に努める」については、第1期中期目標期間においては、UCTS の導入計画を見送っており、計画を断念している。</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 UCTS 導入に向けて、UCTS の説明会や国際会議に出席し、UCTS の実情を調査するとともに、本学の協定校である慶北大学（韓国）との間で、これまでの成績評価に加え UCTS 方式による単位互換の試行を行い、その方式の評価を行ってきた。さらに、協定校との間の単位の互換について調査を行い、単位の認定が支障なく行われていることを確認した。 以上のとおり、UCTS の導入見送りは、情報収集や協定校等との議論の実施等、導入に向けた検証を充分に行なったうえでの結論であることから、「UCTS (UMAP 単位互換方式) の早期導入に努める」との中期計画は達成しているものと判断するため、改善を要する点から削除願いたい。</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、記載の一部を修正する。</p> <p>【理由】 取組がなされていることは確認できるものの、判定を変えうるまでには至っていないため。なお、正確を期すため、以下のとおり修正する。</p> <p>中期計画「UCTS (UMAP 単位互換方式) の早期導入に努める」については、第1期中期目標期間においては、<u>検討を重ねた結果</u>、<u>UCTSの導入計画を見送っており、計画を断念している。</u></p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 一方、医学部附属病院において、国立大学法人弘前大学職員給与規程に違反して超過勤務手当を支給しており、関係法令や就業規則等を遵守することが求められる。</p> <p>一方、医学部附属病院において、勤務時間割振表や時間外診療業務届により、<u>医療従事者</u>の通常勤務の終了時刻を把握できる状態であったにもかかわらず、一律18時以降に超過勤務手当を支給していること等は重大な過失であると認められることから、徹底的な原因の究明や過払い及び未払いへの対応、再発防止に向けて全学的な徹底した取組が求められる。</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 本学医学部附属病院において、指摘のような超過勤務手当の支給が行なわれたことは誠に遺憾なことと認識している。 しかし、当該事案は、外部からの指摘ではなく本学自らの調査により発見したもので、発見後は速やかに調査を進めて関係機関への報告と公表を行うとともに、大学教員の勤務実態に適合した専門業務型裁量労働制の導入等を行い、自ら改善策を講じつつ、全容解明に向けて作業を進めている段階である。このことについては、労働基準監督署も本学の適切な対応を評価しており、本学の報告を待っている状況である。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。 なお、字句修正を踏まえ、記載の一部を以下のとおり修正する。</p> <p>「一方、医学部附属病院において、国立大学法人弘前大学職員給与規程に違反して超過勤務手当を支給しており、関係法令や就業規則等を遵守することが求められる。</p> <p>一方、医学部附属病院において、勤務時間割振表や時間外診療業務届により、<u>診療従事者（医師）</u>の通常勤務の終了時刻を把握できる状態であったにもかかわらず、一律18時以降に超過勤務手当を支給していること等は重大な過失であると認められることから、徹底的な原因の究明や過払い及び未払いへの対応、再発防止に向けて全学的な徹底した取組が求められる。」</p> <p>【理由】 第1期中期目標期間中において、国立大学法人弘前大学職員給与規程に違反して超過勤務を支給していることは事実であり、関係法令や就業規則等を遵守することが求められるため。 また、一律18時以降に超過勤務手当を支給し過払いや未払いが発生していることは事実であり、原因究明や過払い及び未払いへの対応、再発防止に向けた取組が求められるため。</p>

また、本学において当該事案が判明したのは第2期中期目標期間中（平成22年度）のことであり、第1期中期目標期間評価の判定を引き下げるについて再検討をお願いしたい。

一方、このような事案が発生した背景には、医師不足等により深刻化する医師の過重労働問題があり、附属病院は、教育、研究、高度医療を担うとともに、地域医療においては最後の砦としての役割を果たしており、当該事案が判明したのは第2期中期目標期間中であること等を勘案の上、評価について再考をお願いしたい。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 また、緊急被ばく事故に備えた体制構築を図るために、高度救命救急センターを整備するとともに、<u>この分野の専門的人材育成を目的に被ばく医療教育研究施設を設置している。</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 また、緊急被ばく事故に備えた体制構築を図るために、高度救命救急センターを整備するとともに、<u>被ばく医療教育研究施設を設置し、この分野の専門的人材育成に全国の大学の中でも第1人者として先駆的に取り組んでいる。</u></p> <p>【理由】 本学は、原子力関連施設を数多く抱える青森県において、万が一の緊急被ばく事故に備えるため、緊急被ばく医療支援人材育成及び体制の整備を進めてきた。原子力は、我が国のエネルギー政策を支える重要な要件であり、緊急被ばく医療に対応できる専門的人材の育成について、本学は全国の大学の中でも第1人者として先駆的に取り組んでいる。 高度救命救急センターの設置については、本学及び地域にとって永年の懸案であり、関係者の理解を深めるため9年の準備期間を要したものである。また、被ばく医療教育研究施設は、本学が自主財源により</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 大学から提出された「平成21事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書」等に基づき業務の実績の全体について第1期中期目標期間中の実績を踏まえ、総合的に評価しているため。</p>

設置したもので、本学における放射線被ばく医療に関する研究の更なる推進を図るとともに、全国に存在する原子力関連施設における医療事故に対応できる機能を備えたこれまでにない我が国初の施設である。

以上のとおり、緊急被ばく医療については、本学が第1人者として先駆的に取り組み、特筆すべき事項であることから、修正文案のとおり変更願いたい。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】</p> <p>2 項目別評価</p> <p>II. 業務運営・財務内容等の状況</p> <p>(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>【原文】</p> <p>平成16～21年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。</p> <p>○ 医学部附属病院においては、病院独自の判断により超過勤務手当基準を設けていが、超過勤務手当の支払い状況は、国立大学法人弘前大学職員給与規程に違反していると認められる。また、法人運営としては、これまで役員会や経営協議会で関連する規則等の審議を十分には行っておらず、不適切な超過勤務手当が支給されていることから、法人全体として適切な運営が行われていたとは認められず、関係法令や就業規則等を遵守し、適切なガバナンスの構築が求められる。</p> <p>【申立内容】</p> <p>削除願いたい。</p> <p>【理由】</p> <p>「1. 全体評価」への申立て内容に記載のとおり、評価の再考をお願いしたい。</p>	<p>【対応】</p> <p>原案のとおりとする。</p> <p>【理由】</p> <p>前述のとおり。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>【原文】 【評定】中期目標の達成状況が<u>おおむね良好</u>である (理由) 中期計画の記載43 事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められるが、給与規程等に沿った手当の支払いがなされていないこと等を総合的に勘案したことによる。</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 【評定】中期目標の達成状況が<u>良好</u>である (理由) 中期計画の記載43 事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められ、<u>上記の状況等</u>を総合的に勘案したことによる。</p> <p>【理由】 前述の「2 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標」への申立て内容に記載のとおり、申立てを行った課題が削除されると想定した場合、当該評定は「おおむね良好」から「良好」に変更になると判断されるため。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 前述のとおり課題として指摘しているため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する重要目標</p> <p>【原文】 平成16～21年度の実績のうち、下記の事項が注目される。</p> <p>○ 緊急被ばく事故に備えた体制構築を図るために、高度救命救急センターを整備するとともに、<u>この分野の専門的人材育成を目的に被ばく医療教育研究施設を設置している。</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 平成16～21年度の実績のうち、下記の事項が注目される。</p> <p>○ 緊急被ばく事故に備えた体制構築を図るために、高度救命救急センターを整備するとともに、<u>被ばく医療教育研究施設を設置し、この分野の専門的人材育成に全国の大学の中でも第1人者として先駆的に取り組んでいる。</u></p> <p>【理由】 「1. 全体評価」への申立て内容に記載のとおり、緊急被ばく医療については、本学が第1人者として先駆的に取り組み、特筆すべき事項であることから、修正文案のとおり変更願いたい。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 大学から提出された「平成21事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書」等に基づき業務の実績の全体について第1期中期目標期間中の実績を踏まえ、総合的に評価しているため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する重要目標</p> <p>【原文】 平成16～21年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。</p> <p>○ 医学部附属病院においては、平成16年4月から平成17年6月分の超過勤務手当について、宿日直1回につき一律約1万円を診療行為の有無を問わず<u>診療従事者（医師）</u>に支払っている。また、平成17年7月から平成21年度にかけては、他の病院等で兼業している<u>診療従事者（医師）</u>に対して、超過勤務開始を兼業時間を問わず18時に統一し、通常勤務時間の給与との超過勤務手当が二重に支払われるとともに、<u>勤務時間の割振り変更のない日</u>については、18時までの超過勤務手当が未払いとなっている。これらのことについては、勤務時間割振表や時間外診療業務届により、医療従事者の通常勤務の終了時刻を把握できる状態であったにもかかわらず、一律18時以降に超過勤務手当を支給していること等は重大な過失であると認められることから、徹底的な原因の究明や過払い及び未払いへの対応、再発防止に向けて全学的な徹底した取組が求められる。</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 「1. 全体評価」への申立内容に記載のとおり、評価の再考をお願いしたい。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。 なお、字句修正を踏まえ、記載の一部を以下のとおり修正する。</p> <p>「医学部附属病院においては、平成16年4月から平成17年6月分の超過勤務手当について、宿日直1回につき一律約1万円を診療行為の有無を問わず<u>診療従事者（医師）</u>に支払っている。また、平成17年7月から平成21年度にかけては、他の病院等で兼業している<u>診療従事者（医師）</u>に対して、超過勤務開始を兼業時間を問わず18時に統一し、通常勤務時間の給与との超過勤務手当が二重に支払われるとともに、<u>勤務時間の割振り変更のない日</u>については、18時までの超過勤務手当が未払いとなっている。これらのことについては、勤務時間割振表や時間外診療業務届により、医療従事者の通常勤務の終了時刻を把握できる状態であったにもかかわらず、一律18時以降に超過勤務手当を支給していること等は重大な過失であると認められることから、徹底的な原因の究明や過払い及び未払いへの対応、再発防止に向けて全学的な徹底した取組が求められる。</p> <p>【理由】 前述のとおり。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する重要目標</p> <p>【原文】 【評定】中期目標の達成状況が<u>おおむね良好</u>である (理由) 中期計画の記載26事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められるが、<u>医学部附属病院における医療従事者の通常勤務終了時刻を把握できる状態であったにもかかわらず、18時以降の勤務に対し、一律に超過勤務手当が支給されていること等を総合的に勘案したことによる。</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 【評定】中期目標の達成状況が<u>良好</u>である (理由) 中期計画の記載26事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められ、<u>上記の状況等を総合的に勘案したことによる</u>。</p> <p>【理由】 前述の「2 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する重要目標」への申立て内容に記載のとおり、申立てを行った課題が削除されると想定した場合、当該評定は「おおむね</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 前述のとおり課題として指摘しているため。</p>

良好」から「良好」に変更になると判断されるため。